

農薬を適正に使いましょう

(農薬の使い方は、法律、省令及び通知等により定められています。)

農薬使用の基本

○登録農薬を使う

※非農耕地用除草剤等の中には、農薬登録のないものがあり
農耕地に使えません。

○農薬容器のラベル内容(使用基準、注意事項)を確認してから使う。



〔農薬取締法〕

守るべき基準

次のことが生じないようにする

○農地等の土壌の汚染

○農作物等、人畜、
水産動植物の被害

○公共用水域の水質の汚濁



対策

○農薬の有効年月確認

○飛散対策

○水田からの流出防止
(止水期間を守る)

○土壌くん蒸剤の揮散防止
(被覆期間を守る)

○使用農薬の記帳

〔農林水産省・環境省令第5号〕

学校、公園等の公共施設及び住宅地にて

農薬使用は最小限に努めましょう

○病害虫の早期発見

○発生状況に応じた防除

○病害虫に強い作物や品種の選定

○人手による害虫の捕殺

○防虫網等の物理的防除の活用等

やむを得ず使用する場合

○農薬の飛散防止対策(風の状態を考慮、誘引剤や粒剤などの利用等)

○事前に周辺住民に周知

〔環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知(住宅地通知)〕



栃木県

安全確保のために

○鍵をかけて保管

(毒物又は劇物の盗難又は紛失防止)

○飲食用の容器へ移し替えない

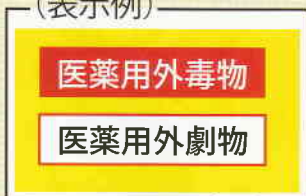
(誤飲、誤食を避けるため)

○保管場所に

「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示

※ペットボトル等への小分けは絶対にやめましょう。

(表示例)



医薬用外毒物

医薬用外劇物



[毒物及び劇物取締法、厚生省薬務局長通知]

※農薬の約16%(2008年)は、毒物又は劇物です。

安全・安心な農産物栽培のために

農薬等の残留基準を超えた食品は販売できない

○残留基準が設定されている → その基準値

○ // 設定されていない → 一律基準値 (0.01ppm)

[食品衛生法]

※安全・安心な農産物の栽培、出荷や販売のために、
農薬を使うときは次のことに注意しましょう。

- 自分が栽培する農作物に対し、使用基準を守る。
- 近隣の農作物に対し、農薬の飛散防止の対策をする。



お問い合わせ

栃木県農政部経営技術課 TEL 028-623-2286